

映像産業を活用した嬉野市ブランディング事業 業務委託仕様書

1. 目的

本市の特産品や観光コンテンツなどを「音」による表現を活用した動画を制作し、映画館等の音響設備が整った施設での放映や TVCM 等において視覚・聴覚からその魅力を訴え、特産品の周知や購買意欲醸成、本市への来訪（観光、移住・定住など）意欲を促進させることでコロナの影響で落ち込んだ交流人口の拡大や、特産品等の消費拡大を狙うものである。

2. 業務名

映像産業を活用した嬉野市ブランディング事業業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4. 実施場所

嬉野市内ほか

5. 業務内容

本委託業務における業務内容は次のとおりとする。

なお、受託者は業務の目的を十分理解し、動画の制作及びプロモーションの実施に係るすべての業務を行うものとし、プロポーザルでの提案内容を基に市と協働のうえ動画の構成を作成する。

(1) 「音」による表現を活用した動画の制作

ア 音による表現を活用したプロモーション動画の制作。

イ (2) に掲げるそれぞれの媒体での配信が可能なもの。

ウ 再生時間は一般的な CM 動画と同程度とし、(2) に掲げるそれぞれの媒体での配信において最適なものとする。

エ 重点ターゲットは 20～40 代を想定。

オ WEB での発信を行う場合には、効果的な SEO 対策を行い、再生回数及び視聴者数増加に資する動画を企画、制作すること。

(2) 各種媒体を活用したプロモーションの実施

動画配信について、下記ア～ウの項目については必須条件とするが、エ・オについては予算の範囲内において実施可能なものを提案すること。

ア 映画館を活用したシネアドの実施

イ TVCM による動画配信

ウ WEB 媒体による動画配信

※再生回数、視聴者数増に資するよう効果的な広告媒体等を活用すること。

※動画視聴者のアクセス情報を蓄積し、動画視聴者リマーケティングリストを作成すること。

エ その他の媒体による動画配信（音声のみの配信でも可）

オ ア～エによる動画配信に加えて、さらに効果的なプロモーションが実施できる場合は、その

手法を提案すること。

カ プロモーションの重点エリアは、大阪以西の都市部（福岡、広島、大阪エリア）を想定

(5) 完成品の納品

ア 完成品動画については、SNS等で公開できるデータで納品すること。

イ 動画撮影の際にSNS等で公開できる静止面を撮影し、画像データを納品すること。

ウ CD-RまたはDVD-Rで納品すること。

エ 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、速やかに補足・修正を行い納品すること。

(6) 打ち合わせ・報告

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本市との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6. 成果品の著作権等

(1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

7. その他の留意事項

(1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。

(2) 委託事業の実施にあつては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

(3) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。

(5) 本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

(6) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護条例並びに嬉野市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

8. 本業務委託の委託上限額

9,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに委託業務概要（動画制作及び映像発信状況等）を業務完了報告書により提出すること。

10. 本業務委託の委託料支払

完了払い